

○ 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年国土交通省告示第千四百四十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、法第八十五条第五項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料及び現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料にあつては、この限りでない。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>第二・第三（略）</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>第二・第三（略）</p>

○ 超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年国土交通省告示第千四百六十一号）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令三百三十八号）第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第一項第四号に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 前各号の構造計算が、次に掲げる基準に適合していることを確かめること。</p> <p>イ 建築物のうち令第三章第三節から第七節の二までの規定に該当しない構造方法とした部分（当該部分が複数存在する場合にあつては、それぞれの部分）について、当該部分の耐力及び靱性その他の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること。</p> <p>ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定めるところによること。</p> <p>(1) 当該部分及びその周囲の接合の状況に応じた加力試験</p> <p>(2) 当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造計算</p> <p>ハ 特殊な建築材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一各号に掲げる建築材料で法第三十七条各号に該当しないものをいう。）を使用する部分（当該部分が複数存在する場合にあつては、それぞれの部分）について、当該建築材料の品質が同告示第三第一項第一号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ニ 構造計算を行うに当たり、構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮されていること。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令三百三十八号）第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第一項第四号に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 前各号の構造計算が、次に掲げる基準に適合していることを確かめること。</p> <p>イ 建築物のうち令第三章第三節から第七節の二までの規定に該当しない構造方法とした部分（当該部分が複数存在する場合にあつては、それぞれの部分）について、当該部分の耐力及び靱性その他の構造特性に影響する力学特性値が明らかであること。</p> <p>ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定めるところによること。</p> <p>(1) 当該部分及びその周囲の接合の状況に応じた加力試験</p> <p>(2) 当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性その他の力学特性値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造計算</p> <p>ハ 構造計算を行うに当たり、構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮されていること。</p>